

# 第17回 勢田川等水面利用対策協議会



令和4年3月7日

# 当初からの協議事項 | 協議会の協議事項

## ▼協議会において協議・検討していく 基本事項(10項目) ※は今後の重点実施事項

- ① 対象区域
- ② 広報関係※ (三重県HPにて公表)
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置※
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設※ (確保増の取組強化等)
- ⑧ 重点的撤去区域の設定 (河川)
- ⑨ 放置等禁止区域の指定 (港湾・河川) ※
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

## ▼協議会対象区域

五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設



# 第8回から第15回協議会までの協議事項

スケジュール

## ▼不法係留船の減少

### 「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度末までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

「I 係留場所の確保増」と「II 係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、今後5年（令和元年度中）で解決を目指す。

### I 係留場所の確保増

H27	H28	H29	H30	R1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状施設の活用（占用主体は公募による）</li> <li>・民間マリーナの活用</li> <li>・新規施設の設置</li> </ul>				

### II 係留対象船の減

H27	H28	H29	H30	R1
<b>是正指導</b>		<b>強制撤去</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会方針周知（撤去指導）</li> <li>・アンケート調査</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示書交付</li> </ul>		
↓		↓		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意書、警告書送付</li> <li>・現地へ警告看板設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監督処分</li> </ul>		
↓		↓		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者不明船の撤去（簡易代執行）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政代執行</li> </ul>		

### <参考>

国土交通省及び水産庁による推進計画（H25.5月）

### <内容>

- ・10年間で放置艇を解消
- ・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策

**プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画**

国土交通省

---

**□推進計画の概要**

- ・東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

---

**□推進計画の策定の意義**

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

---

**□目標達成のための施策**

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策**  
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進**  
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知**  
放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

**□ロードマップ**

・目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める



# 報告事項

## 係留場所の確保増 係留が認められる施設



1 (占用済)

ゴースト  
マリンヴィレッジ



2 (占用済)

大湊川(北側流路)



3 (占用済)

マリーナ伊勢



4 [候補地]

大湊川  
(五十鈴川合流点側)



5 (占用済)

今一色漁港区



11 (占用済)

神社港 (海の駅)



10 (占用済)

一色大橋下流左岸



9 (占用済)

防潮水門下流左岸



12 (占用済)

プレア



6 [候補地]

一色町物揚場施設



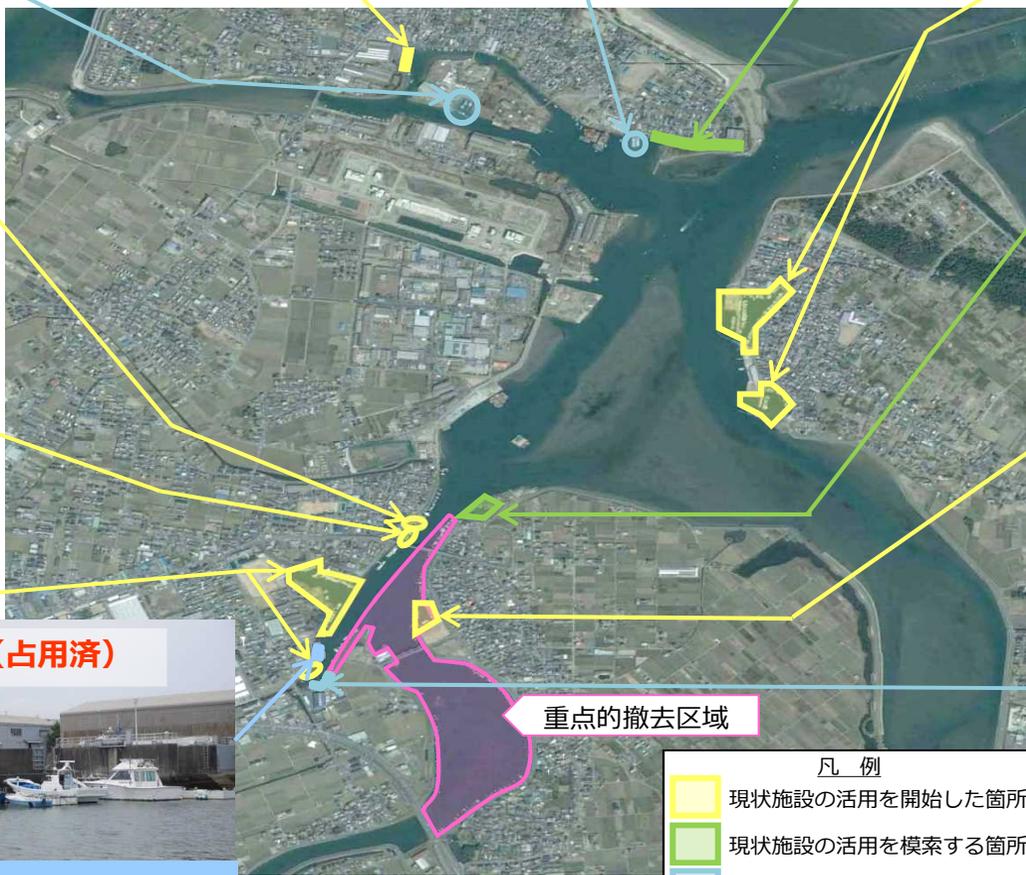
7 (占用済)

一色町地先船溜まり



8 (占用済)

秀英工業



重点的撤去区域

凡例

- 現状施設の活用を開始した箇所
- 現状施設の活用を模索する箇所
- 民間事業者を活用する箇所

# 報告事項 | 係留場所の確保増 係留が認められる施設

## ▼ 占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所

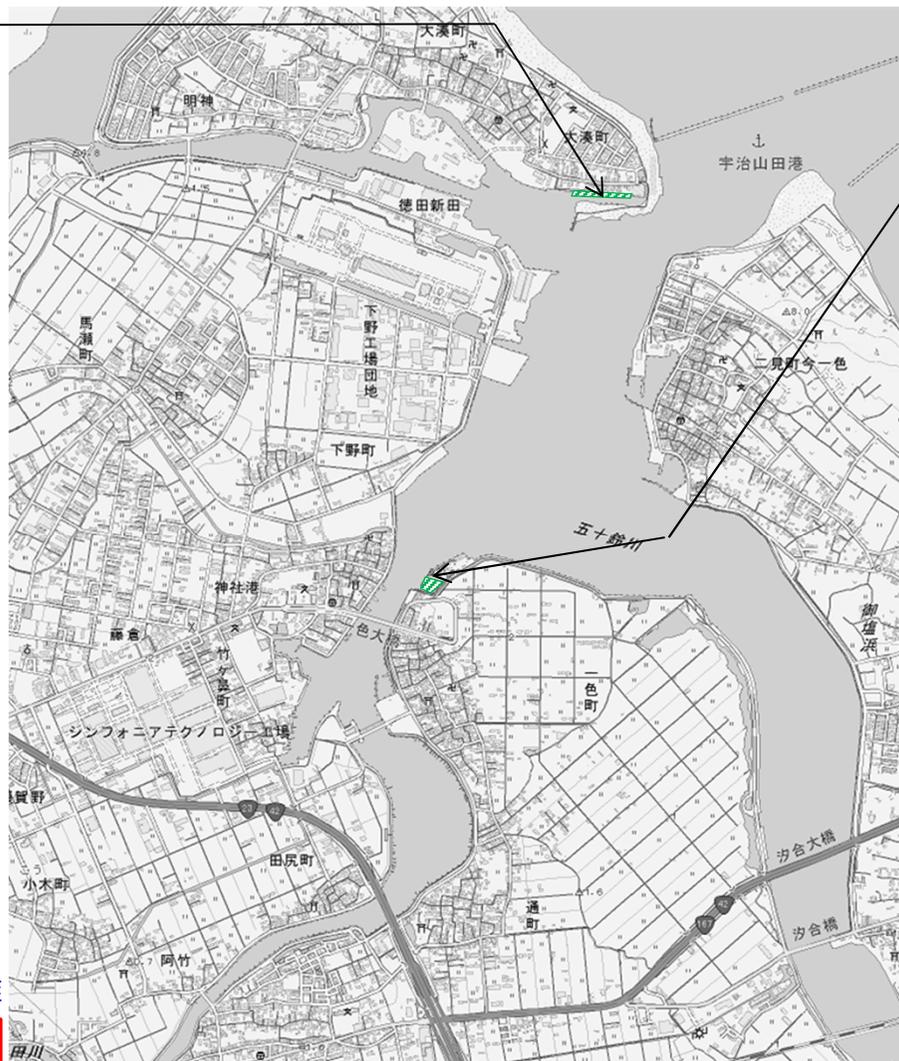
④大湊川(五十鈴川合流点側)



船所有者の意見も聞きながら駐車場や通路の整備について可能性を検討していきます。

**【現状の課題】**  
 現地へのアクセス通路及び駐車場の確保が困難

準備が整い次第、船舶係留施設の管理に関心のある者を調査のうえ、占用許可申請者を決定。



凡例 新たに占用主体を決定する箇所

⑥一色町物揚場施設



利用形態の変更も視野に入れて検討・調整していきます。

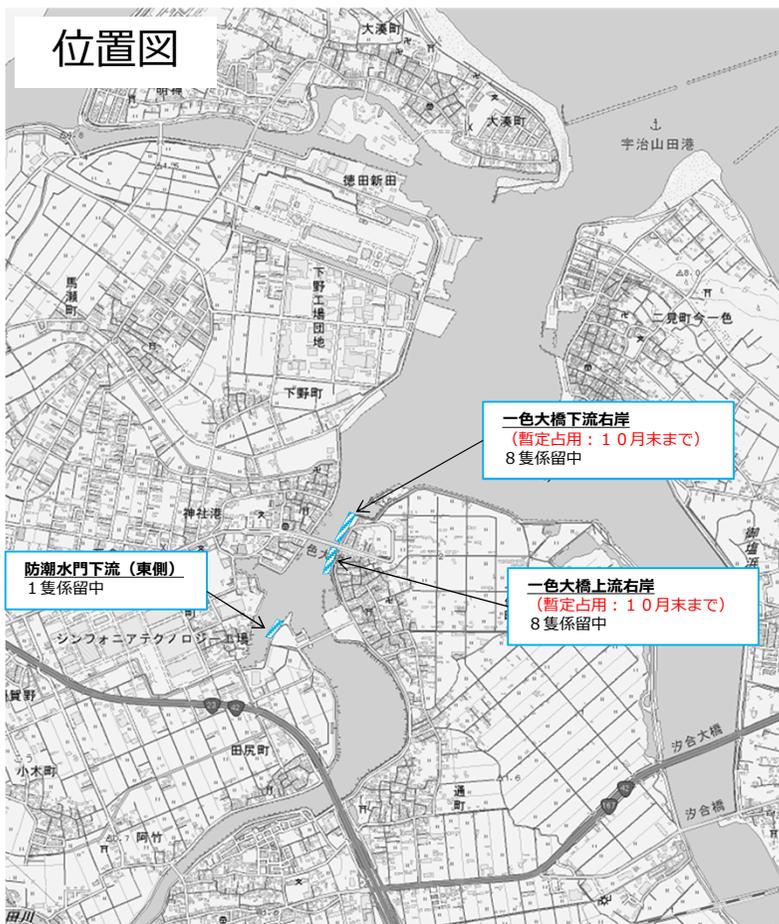
**【現状の課題】**  
 環境整備（浚渫等）しないと係留施設の機能が果たせない

準備が整い次第、船舶係留施設の管理に関心のある者を調査のうえ、占用許可申請者を決定。

# 報告事項 | 係留対象船の減 船舶の撤去対策(国管理区間)

## ▼対象船の状況 (R 3. 2 現在)

一色大橋上下流については、一年間の暫定占用期間が過ぎたR 2. 1 0月末においても自主撤去されない船舶が多数あったことから、強制撤去を見据えた対応を行いました。(対象：1 7 隻)



# 報告事項 | 係留対象船の減 船舶の撤去対策結果(国管理区間)

▼船舶の強制撤去に向けた手続きを開始⇒一色大橋上下流において全て撤去！

[所有者判明船舶：17隻→0隻に]

R3.3月 警告書(2回)発出



R3.4月～8月 指示書(3回)発出



R3.9月 監督処分命令発出



R3.10月 戒告書発出



R3.12月 代執行令書発出



※自主撤去

[所有者不明栈橋：2基→0基に]

R3.11月と12月

簡易代執行による撤去



一色大橋下流側



一色大橋上流側

R4. 1月現在の状況

# 報告事項 | 係留対象船舶の減 船舶の撤去対策(国管理区間) [今後に向けて]

## ▼季節係留船舶（栈橋含む）への移動要請

防潮水門下流左岸側にある、季節係留（冬場だけの係留）船舶へ移動要請を行い、要請に従わない場合は強制撤去措置を見据えた対応を行ってまいります。併せて、移動先（係留場所）確保の調整を行います。

### 位置図



防潮水門下流左岸側

R4. 2月現在の状況

# 報告事項 | 係留対象船の減 所有者不明船舶の撤去(県管理区間)

## ▼港湾区域における所有者不明船(廃船)等の撤去



一色町物揚場施設【1隻】



大湊川(五十鈴川合流点側)【2隻】

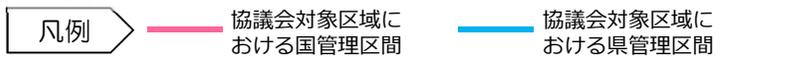
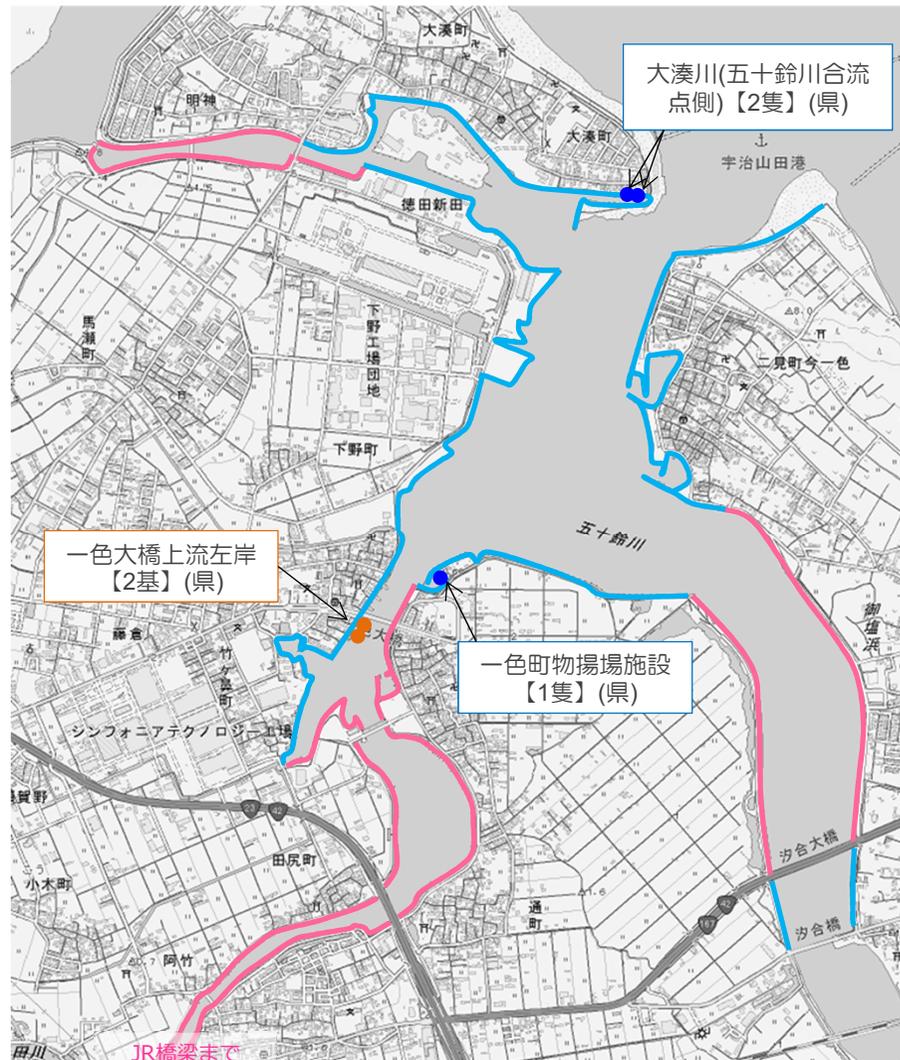


一色大橋上流左岸【2基】

撤去作業中

不法状態の解消に向けて  
所有者と協議中

上記対象船舶等については、港湾施設への影響等を踏まえ、必要に応じて順次撤去を検討していきます。



# 報告事項 | 規制の方針(港湾)

## ▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



(港湾法)  
**第三十七条の十一** 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(略)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

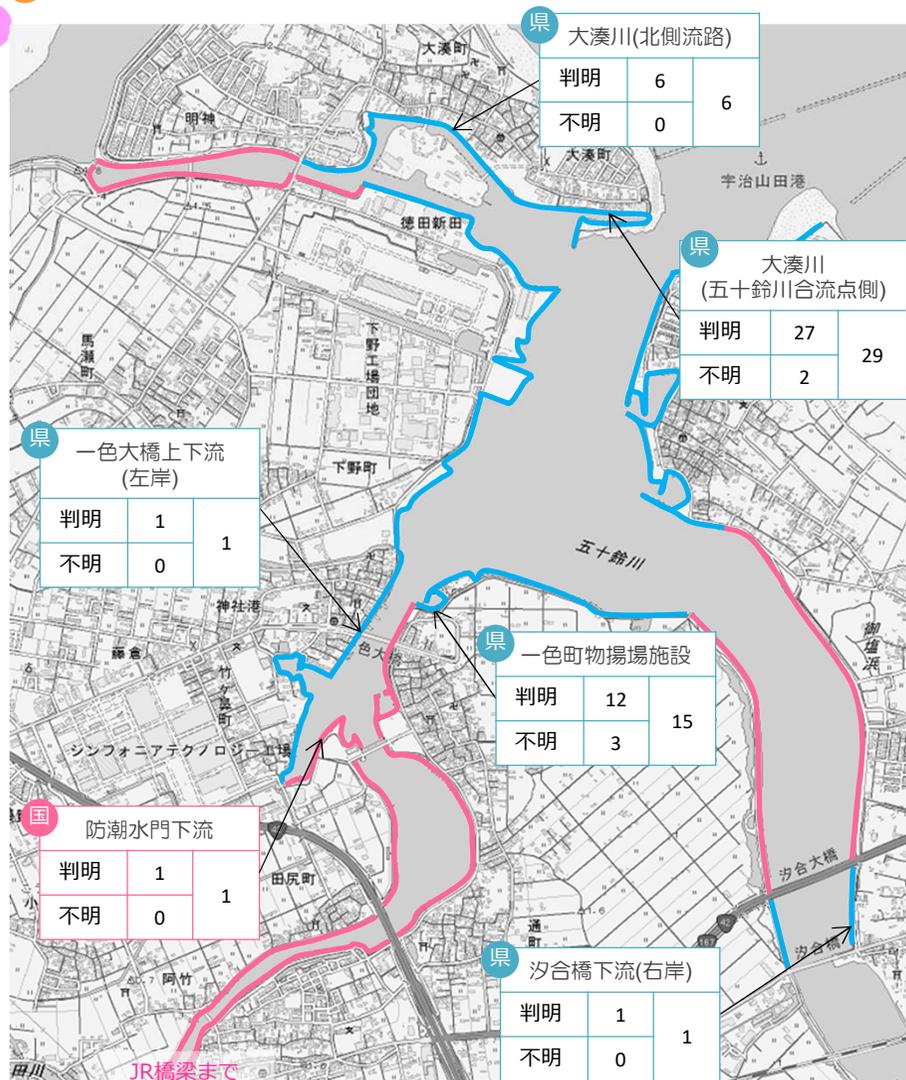


凡例

— 放置等禁止区域に指定済み — 放置等禁止区域に指定予定

# 報告事項 | 不法係留船舶実態調査

▼令和4年2月時点 (53隻)



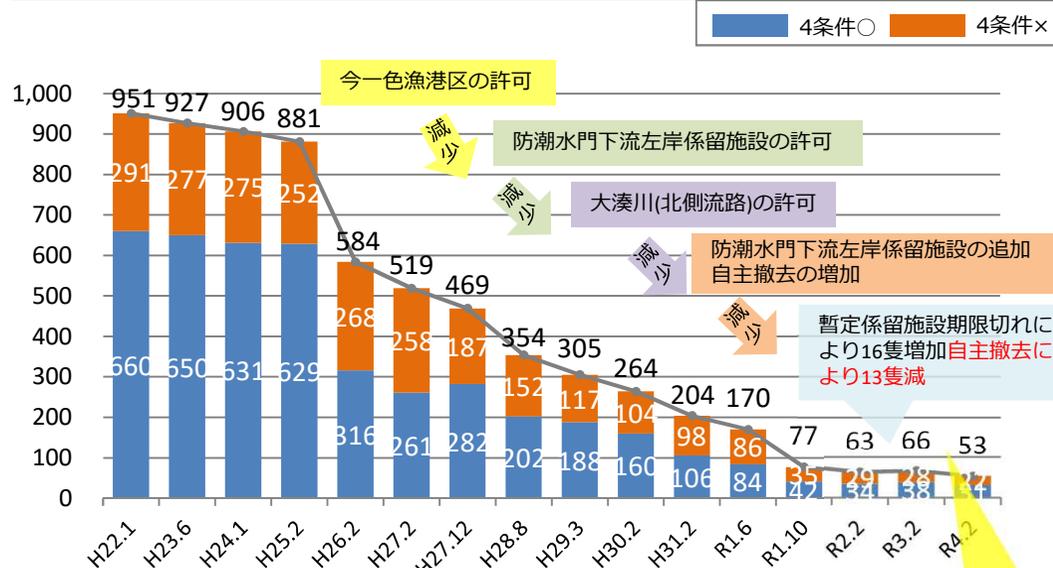
凡例

協議会対象区域における国管理区間

協議会対象区域における県管理区間

※一時係留船舶は除く

▼不法係留船舶数の変動 (H22~R4)



係留船舶数	(53隻)
4条件○	(約31隻)
4条件×	(約22隻)

行政代執行を見据えた対応による減少

勢田川不法係留船舶減少の状況 (伊勢市一色町地先)



平成21年11月時点



令和3年2月時点

# 報告事項 | 係留対象船舶数について

## ▼ 現在の状況（令和4年2月時点）

### 係留が認められる施設（空き状況）

現状施設	占有状況	現状施設	
		施設名	数
現状施設	占有済	⑤今一色漁港区 ※基本的に漁船のみ	0
		⑨防潮水門下流（左岸）	2
		⑩一色大橋下流（左岸）	0
		②大湊川北側流路 ※基本的に漁船のみ	0
		⑪神社港（海の駅）	0
		⑦一色町地先船溜まり	0
		小計	2
現状施設	未占有	(④大湊川（五十鈴川合流点）)	(35)
		(⑥一色町物揚場施設)	(5)
民間マリーナ（空き）		①ゴーリキ	10
		③マリーナ伊勢	0
		⑧秀英工業	3
		⑫株式会社プレア	0
		小計	13
合計		15	

### 係留総船舶数（実際の係留数）（53隻）

4条件○

(約31隻)

4条件×

(約22隻)

4条件×の内訳

#### 受け皿施設への対象船舶とする4条件

- ①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）
- ②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ④上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。

15隻（現状施設の空き隻数） - 約31隻（4条件○） = ▲16隻分 不足

4条件④（係留時期）の見直し、及び未占有の現状施設を含む新たな係留場所の模索が求められています。

# 報告事項 | 広報関係

## ▼三重河川国道事務所ホームページ

三重河川国道事務所のホームページに協議会の活動（お知らせや開催結果）を随時掲載しています。三重県伊勢建設事務所のホームページにも掲載予定です。

① トップ画面「河川事業」をクリック

② 河川事業「宮川リンク集」をクリック

河川	延長(km)	計
波瀬川	4.7	116.7km
棚田川	18.9	
宮川水系	6.1	22.6
大湊川	1.7	

③ 「勢田川等水面利用対策協議会」をクリック

勢田川等水面利用対策協議会

お知らせ

協議会開催結果

開催回数	開催日時	開催結果
第16回	令和3年3月5日(金)	開催結果
第15回	令和2年2月19日(水)	開催結果
第14回	令和元年10月30日(水)	開催結果
第13回	平成31年2月21日(木)	開催結果
第12回	平成30年2月23日(金)	開催結果
第11回	平成28年11月21日(月)	開催結果
第10回	平成28年2月23日(火)	開催結果
第9回	平成27年7月31日(金)	開催結果
第8回	平成27年2月26日(木)	開催結果
第7回	平成25年10月17日(木)	開催結果
第6回	平成24年2月17日(金)	開催結果
第5回	平成23年7月27日(木)	開催結果
第4回	平成23年2月17日(木)	開催結果
第3回	平成22年7月27日(火)	開催結果
第2回	平成22年3月19日(金)	開催結果
第1回	平成21年11月18日(水)	開催結果

関連記事

H28.11.11勢田川の所有者不明放棄橋を撤去しました。  
 H23.08.22勢田川の所有者不明船等を強制撤去しました。  
 H23.04.01勢田川の「重点的撤去区域」を拡大しました。【公示】

## ▼不法係留船の減少

### 令和4年度以降の目標

#### ◆ 排除に向けた手続き

「係留対象船の減」の対策を推進し、令和4年度中の解決を目指してきました。しかし、係留場所の確保等の困難な課題が残されているため、目標年度内での解消が見込めない場合でも、引き続き早期の解決に向けて取り組みます。

### 係留対象船の減

R2

R3

R4

### 是正指導・強制撤去

- ・ 注意書、警告書送付
- ・ 現地へ警告看板設置
- ・ 所有者不明船の撤去  
(簡易代執行)

- ・ 指示書交付  
↓
- ・ 監督処分  
↓
- ・ 行政代執行

**プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための  
総合的対策に関する推進計画**

国土交通省

**□推進計画の概要**

- ・ 東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・ 港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・ 国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・ 本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

**□推進計画の策定の意義**

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組むやすい環境を整備。

**□目標達成のための施策**

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策  
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進  
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知  
放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

**□ロードマップ**

・ 目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める

平成(年度)

22 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34

● 全国実態調査 (22, 26, 30, 34)

(中間評価) (27, 31)

第1フェーズ (25-27)

第2フェーズ (28-30)

第3フェーズ (31-33)

最終評価 (34)

地域レベル

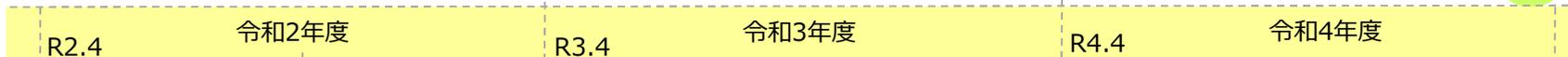
- ・ 地域に即した検討体制構築
- ・ 計画の作成・実施
- ・ 計画の実践(必要に応じて、中間評価計画の見直し)

全国レベル

- ・ 先進事例の周知・活用、推進計画の中間評価・見直し、全国実態調査の実施

～国土交通省及び水産庁による推進計画の概要～

# 協議・検討事項 | スケジュール



## I 係留場所の確保増

大湊川（五十鈴川合流点）

キャパ 35隻

浚渫実施に伴う現場調整

関係者調整

(管理者候補、漁協、地元自治会)

一色町物揚場施設

キャパ 5隻

施設整備協議→浚渫断念  
(県港湾管理者、漁協、伊勢市)

関係者調整

(管理者候補、漁協、地元自治会)

一色大橋上下流右岸  
暫定係留施設  
(R1.11.1占用開始)

R2.10.31まで

(受入の意思のある民間マリーナの拡充 (占用177拡大等))

民間マリーナの拡張

## II 係留対象船の減

国  
管理

【所有者判明船】

撤去指導、自主撤去状況の確認

\* 警告書送付

\* 指示書交付

監督処分

行政代執行  
⇒ 自主撤去

一色大橋上下流右岸：完了!

\* 一時係留船への  
移動要請と共に  
係留場所の確保  
調整

\* 警告書、指示書送付

監督処分

行政代執行

県

【所有者判明船】

撤去指導、自主撤去状況の確認

\* 注意書送付

\* 警告書送付

\* 指示書交付

管

【所有者不明船】

所有者の搜索調査、現地に注意書・警告書を順次表示

監督処分

行政代執行

状況次第で順次実施

強制撤去 (簡易代執行) を順次実施

理

【廃棄物・棧橋】

事前準備

強制撤去 (廃棄物処理)

事前準備

強制撤去 (廃棄物処理)